

議案第7号

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年2月26日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、国民健康保険税の税率等を見直すため必要があるからである。

## 東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東郷町国民健康保険税条例（昭和38年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.33」を「100分の6.43」に改める。

第5条中「26,900円」を「27,400円」に改める。

第6条中「100分の2.21」を「100分の2.31」に改める。

第7条の2中「9,100円」を「9,500円」に改める。

第8条中「100分の2.06」を「100分の2.12」に改める。

第9条の2中「10,700円」を「11,000円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「18,830円」を「19,180円」に改め、同号ウ中「6,370円」を「6,650円」に改め、同号オ中「7,490円」を「7,700円」に改め、同項第2号ア中「13,450円」を「13,700円」に改め、同号ウ中「4,550円」を「4,750円」に改め、同号オ中「5,350円」を「5,500円」に改め、同項第3号ア中「5,380円」を「5,480円」に改め、同号ウ中「1,820円」を「1,900円」に改め、同号オ中「2,140円」を「2,200円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,035円」を「4,110円」に改め、同号イ中「6,725円」を「6,850円」に改め、同号ウ中「10,760円」を「10,960円」に改め、同号エ中「13,450円」を「13,700円」に改め、同項第2号ア中「1,365円」を「1,425円」に改め、同号イ中「2,275円」を「2,375円」に改め、同号ウ中「3,640円」を「3,800円」に改め、同号エ中「4,550円」を「4,750円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東郷町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案の概要

### 1 改正理由

国民健康保険税の税率等を見直すため必要があるからである。

### 2 改正内容

- (1) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等を次のように改めること。（第3条第1項、第5条、第6条、第7条の2、第8条及び第9条の2関係）

区分		改正後	改正前	
		令和6年度分以後	令和5年度分まで	
基礎課税額	所得割額	6.43%	6.33%	
	均等割額	27,400円	26,900円	
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	[20,100円]	20,100円
		特定世帯	[10,050円]	10,050円
特定継続世帯		[15,075円]	15,075円	
後期高齢者支援金等課税額	所得割額	2.31%	2.21%	
	均等割額	9,500円	9,100円	
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	[6,900円]	6,900円
		特定世帯	[3,450円]	3,450円
特定継続世帯		[5,175円]	5,175円	
介護納付金課税額	所得割額	2.12%	2.06%	
	均等割額	11,000円	10,700円	
	平等割額	[5,700円]	5,700円	

[ ] は改正なし。

- (2) 低所得世帯に係る被保険者均等割額の減額について次のように改めること。  
(第23条第1項関係)

区分		改正後	改正前
		令和6年度分以後	令和5年度分まで
基礎課税額	7割軽減	19,180円	18,830円
	5割軽減	13,700円	13,450円
	2割軽減	5,480円	5,380円
後期高齢者支援 金等課税額	7割軽減	6,650円	6,370円
	5割軽減	4,750円	4,550円
	2割軽減	1,900円	1,820円
介護納付金課税 額	7割軽減	7,700円	7,490円
	5割軽減	5,500円	5,350円
	2割軽減	2,200円	2,140円

(3) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額について次のように改めること。

(第23条第2項関係)

区分		改正後	改正前
		令和6年度分以後	令和5年度分まで
基礎課税額	7割軽減	4,110円	4,035円
	5割軽減	6,850円	6,725円
	2割軽減	10,960円	10,760円
	上記以外	13,700円	13,450円
後期高齢者支援 金等課税額	7割軽減	1,425円	1,365円
	5割軽減	2,375円	2,275円
	2割軽減	3,800円	3,640円
	上記以外	4,750円	4,550円

### 3 施行期日等

(1) 令和6年4月1日から施行すること。

(2) 改正後の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用すること。